

令和6年度(2024)
学校いじめ防止基本方針



青森県立青森工業高等学校

目 次

1 学校いじめ防止基本方針……………	2	6 いじめへの対応……………	5
2 いじめとは ……………	2	(1) 生徒への対応	
(1) いじめの定義		①いじめられている生徒への対応	
事例として		②いじている生徒への対応	
(2) いじめに対する基本的な考え方		(2) 関係集団への対応	
(3) いじめの構造と動機		(3) 保護者への対応	
①いじめの構造		①いじめられている生徒の保護者に対して	
②いじめの動機		②いじている生徒の保護者に対して	
(4) いじめの態様		③保護者同士が対立する場合など	
3 いじめ防止の指導体制・組織的対応 …	3	(4) 関係機関との連携……………	6
(1) 日常の体制		①教育委員会との連携	
(2) 緊急時の組織的対応		②警察との連携	
4 いじめの予防……………	4	③福祉関係との連携	
(1) 学業指導の充実		④医療機関との連携	
(2) 特別活動、道徳教育の充実		7 ネットいじめへの対応……………	7
(3) 教育相談の充実		(1) ネットいじめとは	
(4) 人権教育の充実		(2) ネットいじめの予防	
(5) 情報教育の充実		①保護者への啓発	
(6) 保護者・地域との連携		②情報教育の充実	
5 いじめの早期発見……………	4	③ネット社会についての講話の実施	
(1) いじめの発見		(3) ネットいじめへの対処	
(2) いじめられている生徒のサイン		①ネットいじめの把握	
(3) いじている生徒のサイン		8 重大事態への対応 ……………	7
(4) 相談体制の整備			
(5) 定期的調査の実施			
(6) 情報の共有			
<資料>			
別紙1 いじめ問題への取り組みの徹底について……………	8		
別紙2 いじめ防止対策委員会の設置……………	9		
別紙3 緊急時の組織的対応……………	10		
別紙4 年間を見通したいじめ防止指導計画……………	11		
別紙5 いじめられている生徒のサインチェックリスト……………	12～14		
別紙6 いじている生徒のサインチェックリスト……………	14		
別紙7 書き込み等の削除の手順……………	15		
別紙8 いじめ防止のための年間計画プログラム……………	16		
別紙9 いじめ防止対策の学校評価における位置付け……………	17～18		

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介しいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき悩んだ末、不登校になったり、自らの命を絶とうとしたりする生徒もいる。いじめの問題への対応は学校の大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

現在、いじめを判断する定義は以下のように

①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること

②AとBの間に一定の人間関係が存在すること

③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義では「自分よりも弱い者に対して一方的」、「継続的に」、「深刻な苦痛」等の要素で判断していましたが、現在は法律上の定義にそれらの要素を含まずにいじめであると判断します。④のみを考えれば、偶発的事象でBが「苦痛と感

じる」と主張したときも「いじめ」と判断せざるを得ないことがあります。

別紙1 ※学校いじめ問題への取組の徹底について..... 8

<事例>（2つ）

事例1として

（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBがミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前で馬鹿にされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌な事をされたり言われたりしていない。その後、Bも段々とバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

事例2として

生徒A（1年生男子）がいじめアンケートに「いじめを受けたことがある。部活動でトラブルになったことがあり、生徒B（2年生男子）からLINEで悪口を書かれた。」と記載した。

学校でスマートフォンの画面を確認し、この内容が事実であると判明したが、いじめを訴えた生徒A自身は、このことが生徒Bの耳に入ることは避けたいと主張したため、学校としては生徒Bに対する事実確認は行わなかった。

【この事例のB君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校教職員の重要課題」との認識

（3）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のもの等が考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わう)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・欲求不満(いらいらを晴らしたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・同調性(強いものに追従する、数の多い側に入りたい)

（4）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・^{あざける}嘲る、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

（1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置…………… 9

（2）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙3 ※緊急時の組織的対応…………… 10

別紙4 ※年間を見通したいじめ防止指導計画…………… 11

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・生徒主導によるいじめ未然防止活動の推進

(3) 教育相談の充実

- ・教育相談委員会と連携し、毎月1回情報交換会議、面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚 ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・「工業情報数理 1 学年」における情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知 ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃さずに発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒のサイン (学校・家庭・地域でのサイン)

別紙5 ※いじめられている生徒のサインチェックリスト…………… | 2 ~ | 4

(3) いじめている生徒のサイン

別紙6 ※いじめている生徒のサインチェックリスト…………… | 4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施(7月、12月)

(5) 定期的調査と会議の実施

- ・いじめアンケートの実施(6月、1月) ・年2回学校いじめ対策委員会開催(外部委員含む)

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示
- ・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう、教員が連携し努力する。また保護者にも協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など、教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

（４）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援
- ・ 指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

②警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発…フィルタリング等、保護者での携帯電話・PC・インターネット等に関するルール作り
- ②情報教育の充実…「教科情報」における情報モラル教育の充実
- ③ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

別紙7 ※書き込み等の削除の手順…………… 16

① ネットいじめの把握

・被害者からの訴え ・閲覧者からの情報 ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応.

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合 ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上生じている場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、事案の関係生徒や概況等について、速やかに「様式2号」により県教育委員会教育長あて親展文書で報告するとともに、学校を調査の主体とするか、県教育委員会を調査の主体とするか判断を受ける。

学校を調査の主体とした場合、事実関係を明確にするための調査を実施して、その内容を「様式3号」にて県教育委員会教育長あて親展文書で報告する。

資料 「別紙 Ⅰ」 いじめ問題への取組の徹底について

- ・ S H R、授業での友人の様子（出欠点呼、遅刻、欠席の確認、顔の表情等）
- ・ 教室の環境の変化に注意する（蛍光灯、ゴミの処理、器物の破損等）
- ・ 清掃の不十分な、落ち着きの無い（授業中「うるさい」等）クラスから問題が起きやすい。

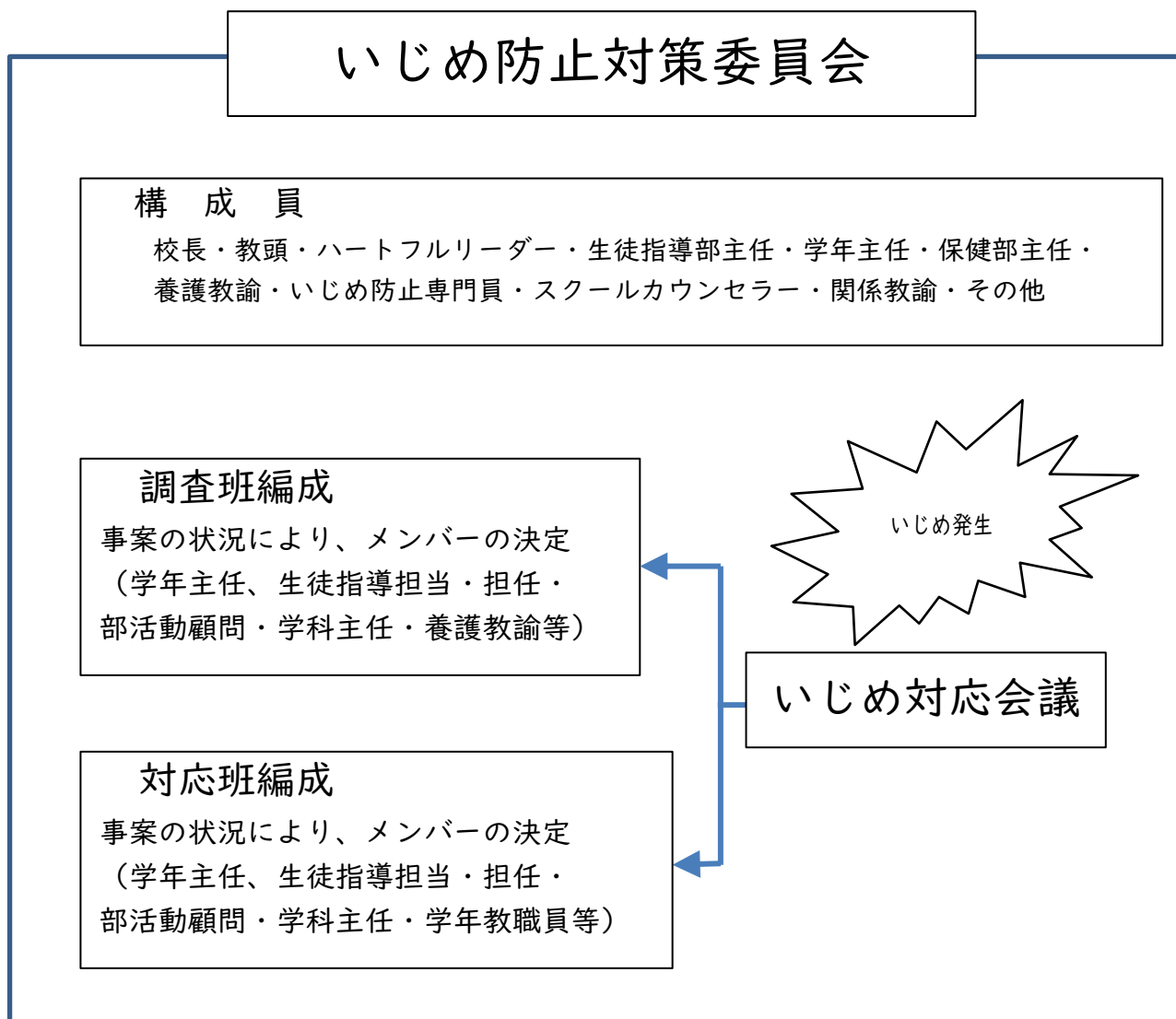
いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で、組織的に対応することが重要である。

- ・ 一人の生徒がここまで育つには、無数の沢山の人たちのお陰であることをわれわれ教師は忘れない。生徒は色々な人たちに囲まれて育つのである。たった一人の学級担任や部の顧問だけに責任があるのではなく、我々教師全体に責任はあるのである。

事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要がある。

- ・ 被害生徒、保護者の気持ちを考え迅速に行動を起こすこと。

学校のみで解決することに固執してはならないこと。速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携をはかること。保護者等の訴えを良く聞くこと。



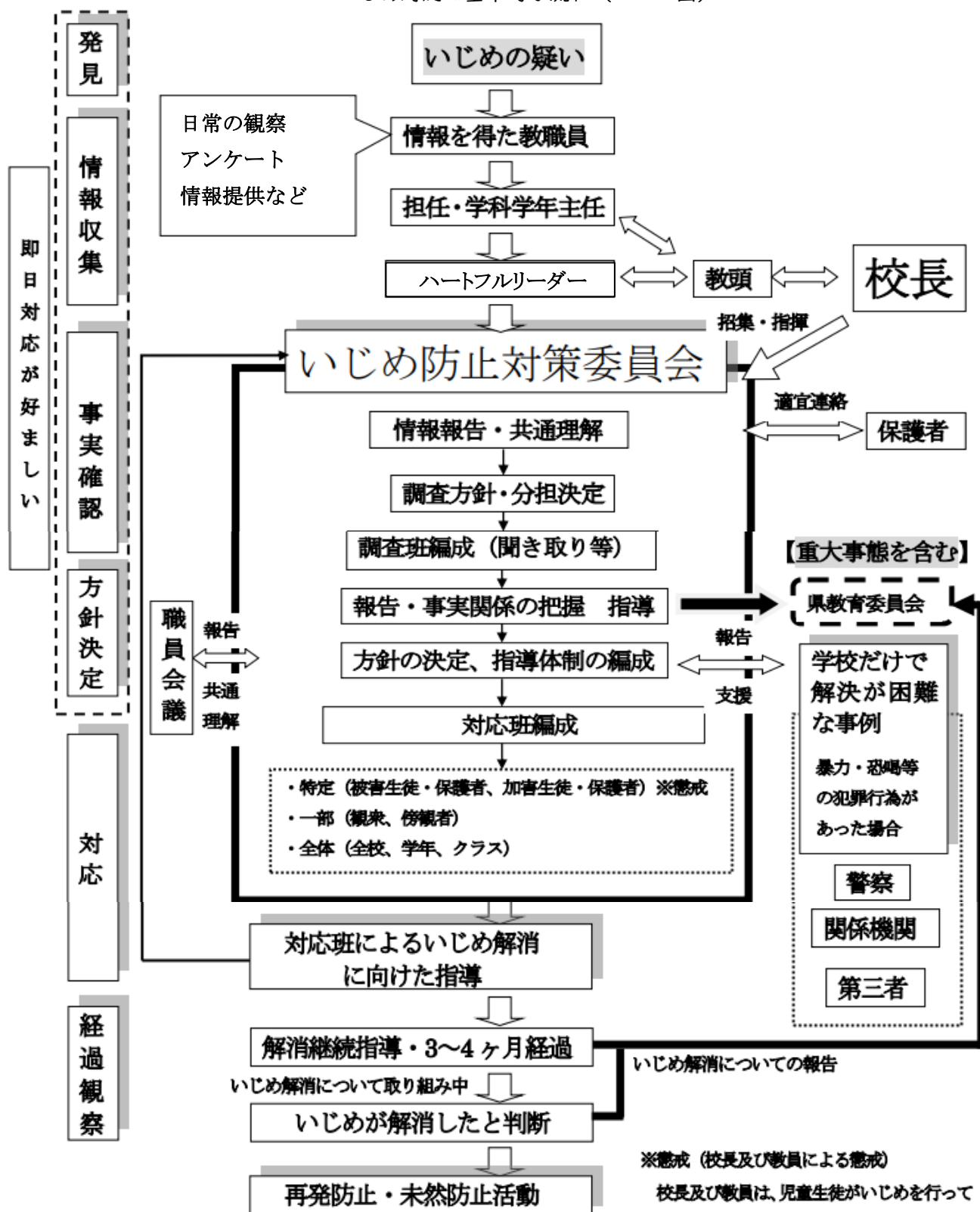
※「いじめ防止対策委員会」は外部のいじめ防止専門員を含む組織であり、「いじめ対応会議」は校内で組織したいじめ事案の対処にあたる組織である。

※定例のいじめ防止対策委員会は、年2回開催する。

※いじめ事案の発生時は、「いじめ対応会議」を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。(構成メンバーは事案により柔軟に編成する)

※「いじめ防止対策委員会」や「いじめ対応会議」での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し、情報共有を図る。

いじめ対応の基本的な流れ（フロー図）



資料 「別紙 4」 年間を見通したいじめ防止年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議		事案発生時 緊急対応会議の開催				
			第1回いじめ防止対策委員会 ・指導方針 ・指導計画			
防止対策	新入生 構成的グループエンカウンタ		学級・学年づくり 人間関係づくり		学級・学年づくり 人間関係づくり (9,10月)	
	携帯電話 マナー教室					
早期発見			いじめ アンケート			
			月1回 教育相談委員会 開催			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議		事案発生時 緊急対応会議の開催				
					第2回いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ・総括 ・来年度の基本方針検討	
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり (9,10月)					新入生 事前指導
早期発見				いじめ アンケート		
			月1回 教育相談委員会 開催			

資料 「別紙 5」 いじめられている生徒のサイン チェックリスト

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(1) 学校生活においてのサイン

① 登下校時において

状 況

- | | |
|---|---|
| ☐ ア 身体の不調を訴えるようになる。 | ☐ イ 登校を渋るようになる。 |
| ☐ ウ 通学する友達関係が急に変化する。 | ☐ エ 突然一人で登下校するようになる。 |
| ☐ オ 自転車や持ち物が傷んでくる。 | ☐ カ 帰宅時間が遅くなってくる。 |
| ☐ キ 衣服が汚れている。 | ☐ ク 他の子の荷物をもっている。 |

② 授業中（朝の会、終わりの会や SHR を含む）において

状 況

- | | |
|---|--|
| ☐ ア 活気がなくなり、表情がさえるようになる。 | ☐ イ 急に考え込んだりする表情を見せる。 |
| ☐ ウ おどおどした態度が目立ち始める。 | ☐ エ 積極性がなくなり、動作が緩慢になる。 |
| ☐ オ おどけるような態度をとり始める。 | ☐ カ 虚勢を張った態度を見せる。 |
| ☐ キ 投げやりな態度を見せるようになる。 | ☐ ク 聞き直しや言い直しが目立ってくる。 |
| ☐ ケ 学級の雰囲気が重苦しくなる。 | ☐ コ 視線をそらすようになる。 |
| ☐ サ 冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる。 | ☐ シ 独り言を言うようになる。 |
| ☐ ス 的外れの質問をすることがある。 | ☐ セ 学級委員などに強制的に選出される。 |
| ☐ ソ 言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする。 | |
| ☐ タ 忘れ物が多くなる。 | ☐ チ 授業に遅れてきたり、抜け出したりする。 |
| ☐ ツ 行事など不本意な役割や種目に選出される。 | |

③ 休憩時間において

状 況

- | | |
|---|---|
| ☐ ア 一人で過ごすことが多くなる。 | ☐ イ 休み時間になるとすぐに教室から出ていく。 |
| ☐ ウ 泣いていることがある。 | ☐ エ 始業のチャイム直前にトイレに行く。 |
| ☐ オ 職員室によく来るようになる。 | ☐ カ 他学級の生徒のところへ行くようになる。 |
| ☐ キ 教科書等をよく貸すようになる。 | ☐ ク 数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く。 |
| ☐ ケ あだ名で呼び捨てられるようになる。 | ☐ コ 目に付きにくい所で行動するようになる。 |
| ☐ サ 教室移動の際、一番最後に行ったり、他の生徒の教科書等をもたされたりする。 | |
| ☐ シ 他のクラス担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。 | |

④ 昼食時において

状 況

- | | |
|---|---|
| ☐ ア 食べ物にいたずらされる。 | ☐ イ 好きなものを他の生徒に譲る。 |
| ☐ ウ 一人で昼食を取るようになる。 | ☐ エ 弁当を持って来なくなる。 |
| ☐ オ 食事の量が減ったり、取らなかったりする。 | ☐ カ 自教室で昼食を取らなくなる。 |
| ☐ キ 教室にいないときがある。 | |

⑤ 清掃時間において

状 況

- ☐ア いつも一人で掃除をしている。
☐ウ みんなが嫌がることをさせられる。

- ☐イ いつも後片付けをしている。
☐エ 一人だけ離れた所にて、掃除をしない。

⑥ 部活動において

状 況

- ☐ア 部活動を休むことが多くなる。
☐ウ 活動の場を与えられない。
☐オ 突然、部を辞めると言い出す。
☐キ 終了時間がその子だけ遅くなる。

- ☐イ 部活動終了後、一人で下校する。
☐エ 参加することをためらうようになる。
☐カ 遅刻して参加するようになる。
☐ク 部活動の話題を避けるようになる。

⑦ その他の生活において

〔身体の変化について〕

状 況

- ☐ア 顔や身体に傷やあざがある。
☐ウ 食欲が減退する。
☐オ 神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる。
☐カ チック症状が見られる。

- ☐イ 身体の不調を訴える。
☐エ 頻繁に保健室に行くようになる。

〔頭髪、服装等の変化について〕

状 況

- ☐ア 服に汚れや傷みが目立ち始める。

- ☐イ 髪形が変化し、目立つようになる。

〔持ち物について〕

状 況

- ☐ア 靴、鞆、室内シューズ等が隠される。
☐ウ 持ち物に落書きされる。
☐オ 他の生徒から教科書等を借りるようになる。
☐キ ノートを使わなくなる。
☐ケ その子の物だけが壊される。
- ☐イ 持ち物がなくなる。
☐エ 教科書やノートが破られている。
☐カ お金を頻繁に持ち出すようになる。
☐ク 整理が乱雑になる。
☐コ 刃物等の危険な物を所持するようになる。

〔その他の変化について〕

状 況

- ☐ア 提出物が期限内に提出されなくなる。
☐ウ 筆記する文字が乱雑になり、筆圧が弱くなる。
☐オ 日記や作文の記述内容に変化が見られる。
- ☐イ 板書事項を写さなくなる。
☐エ ノートや作品にいたずらが見られる。
☐カ 学習成績が下降し始める。

〔公共物等について〕

状 況

- ☐ア 机、椅子、ロッカーに落書きやいたずらの跡がある。
☐イ 黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる。
☐ウ トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる。

（２）家庭や地域での生活におけるサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連絡が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

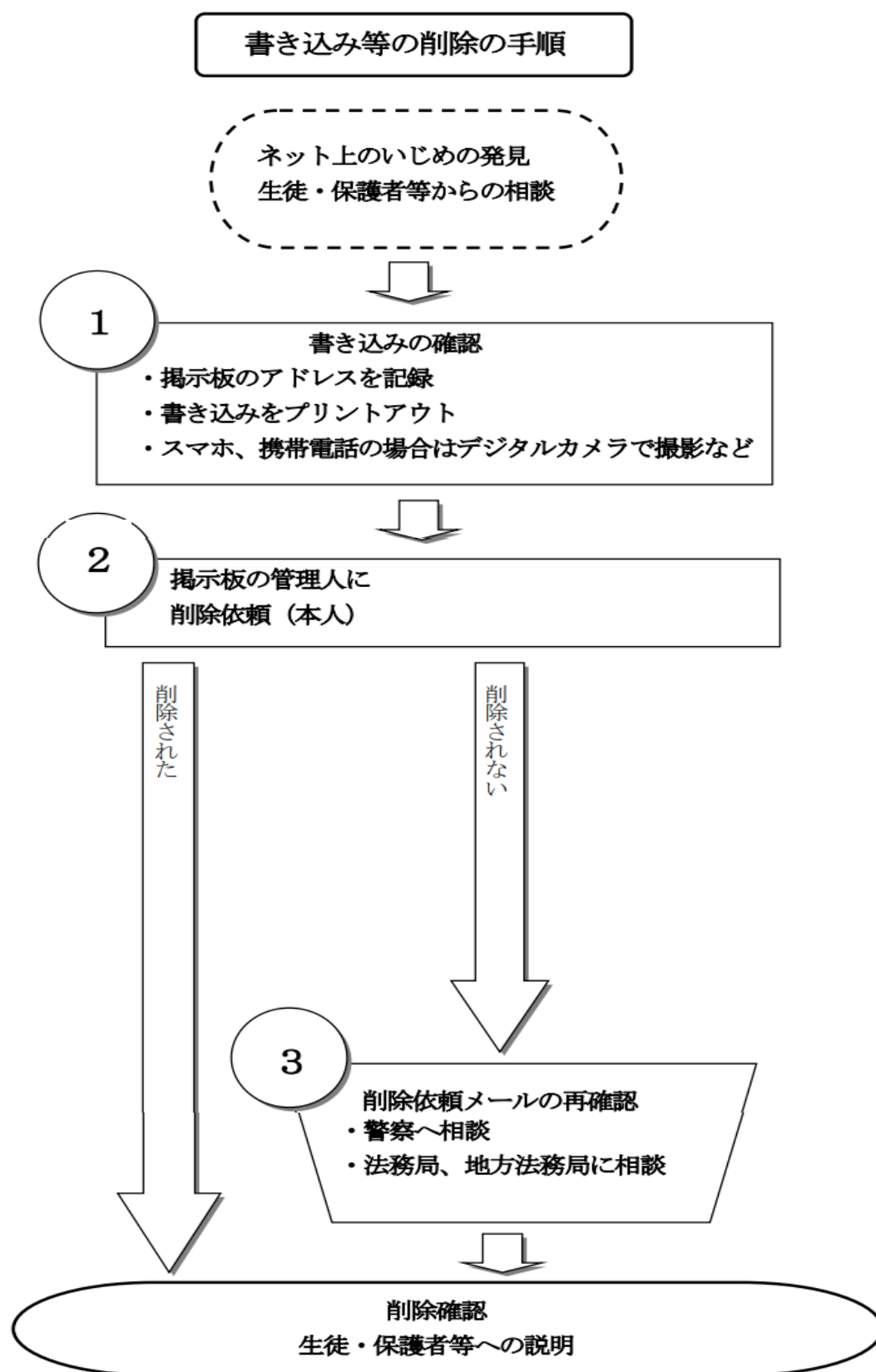
状 況

- | | |
|--|--|
| ☐ ア 朝、なかなか起きて来なくなる。 | ☐ イ 登校を渋りだすようになる。 |
| ☐ ウ 行動全体が鈍くなる。 | ☐ エ 帰宅時間が遅くなる。 |
| ☐ オ 準備に時間がかかり、なかなか家を出て行かない。 | |
| ☐ カ 覇気がなく、憂鬱で心配そうである。 | |
| ☐ キ 電話が頻繁にかかるようになる。 | ☐ ク 友達関係が変わる。 |
| ☐ ケ ふと外出したりして、外出の回数が多くなる。 | ☐ コ 食事の時間が不規則になる。 |
| ☐ サ 食事の嗜好や量が変わる。 | ☐ シ 家にいる時間が増える。 |
| ☐ ス 学校のことや友達のことを話しながらなくなる。 | ☐ セ ため息をつくことが多くなる。 |
| ☐ ソ 部屋に閉じこもりがちになる。 | |
| ☐ タ 兄弟にあたったり、いじめたりする。 | |
| ☐ チ 物を大切にしなくなったり、壊したりする。 | ☐ ツ 小遣いの値上げを要求する。 |
| ☐ テ 家庭からお金を持ち出す。 | ☐ ト 新しく買った物がなくなる。 |
| ☐ ナ けがをして帰ることがある。 | ☐ ニ 服に汚れや傷みが目立ち始める。 |
| ☐ ヌ たまり場に出掛けることがある。 | ☐ ネ 人間関係が変化してくる。 |

資料 「別紙 ６」 いじめている生徒のサイン チェックリスト

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ☐ア 教室等で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。
- ☐イ ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ☐ウ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ☐エ 多くのストレスを抱えている。
- ☐オ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
- ☐カ 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- ☐キ あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- ☐ク 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ。
- ☐ケ 教職員によって態度を変える。
- ☐コ 教職員の指導を素直に受け取れない。
- ☐サ 他の生徒に対して威嚇する表情をする。
- ☐シ グループで行動し、他の生徒に指示を出したり、きつい言葉を使う。



学校いじめ防止プログラム

青森県立青森工業高等学校

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
4月	・基本方針の確認と共通理解 ・携帯電話マナー教室 ・教育相談委員会との連携（毎月開催） ・1学年2者面談 ・いじめ防止生徒集会	職員会議 第1体育館 会議室 各クラス 第1体育館	教職員 生徒 相談委員会 生徒 全生徒	教頭 生徒指導部（外部講師） 保健部 担任 生徒指導部
5月	・教育相談委員会との連携 ・1学年2者面談 ・3学年3者面談	会議室 各クラス 各クラス	相談委員会 生徒 生徒・保護者	保健部 担任 担任
6月	・第1回いじめ防止対策委員会 ・第1回いじめアンケート調査 ・1学年2者面談 ・3学年3者面談	特別委員会 学級活動 各クラス 各クラス	教職員等 生徒 生徒 生徒・保護者	ハートフルリーダー 生徒指導部 担任 担任
7月	・教育相談委員会との連携 ・1学年2者面談	会議室 各クラス	相談委員会 生徒	保健部 担任
8月	・教育相談委員会との連携 ・1学年3者面談	会議室 各クラス	相談委員会 生徒	保健部 担任
9月	・教育相談委員会との連携	会議室	相談委員会	保健部
10月	・教育相談委員会との連携	会議室	相談委員会	保健部
11月	・教育相談委員会との連携	会議室	相談委員会	保健部
12月	・教育相談委員会との連携	会議室	相談委員会	保健部
1月	・教育相談委員会との連携 ・第2回いじめアンケート調査 ・1学年3者面談	会議室 学級活動 各クラス	相談委員会 生徒 生徒・保護者	保健部 生徒指導部 担任
2月	・第2回いじめ防止対策委員会 ・教育相談委員会との連携 ・2学年3者面談	特別委員会 会議室 各クラス	教職員等 相談委員会 生徒・保護者	ハートフルリーダー 保健部 各科主任・担任
3月	・次年度のいじめ防止基本方針検討 ・教育相談委員会との連携 ・合格者説明会での生徒・保護者への啓蒙 ・2学年3者面談	職員会議 会議室 第1体育館 各クラス	教職員 相談委員会 新1年生 生徒・保護者	教頭 保健部 生徒指導部 各科主任・担任

資料 「別紙9」 いじめ防止対策の学校評価における位置付け

1 学校評価への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校評価へ位置付けるとは、学校評価の最も基本となる自己評価への評価項目を定め、教職員アンケート及び外部アンケート（児童生徒・保護者等対象）を実施して、設定した目標に照らした達成状況を評価することであり、学校の実情に応じ、さらに学校関係者評価及び第三者評価で評価すること考えられる。

2 学校評価

いじめ防止を取り扱う場合は、いじめが隠蔽されず、いじめ実態の把握・設置が適切に行われるよう早期発見・再発防止の取組について適正に評価する。学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価することに重点を置き、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見につとめるとともに、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や取組を行っていることなどについて評価する。

（1）計画立案

- ① 学校いじめ防止基本方針プログラムの策定
- ② 校内指導体制の確立

（2）中間評価と検証

- ① 学期における取組の評価と反省
- ② 次学期に向けての重点事項の策定

（3）年間評価と改善

① 年度末評価

ア) 内部評価

・学校評価の中で位置づけ、次に項目に関し自校の取組を評価する。

いじめの早期発見の取組に関すること。

※情報収集（面談・アンケート）、情報共有（教育相談委員会）

いじめ再発を防止する為の取組に関すること。

※生徒が抱える問題把握、立直り支援、保護者・関係機関連携

・学校いじめ防止プログラムの検証

イ) 外部評価

・いじめ防止専門委員による評価・指導、及び学校評議員会での取組の報告と意見聴取

② 改善

学校いじめ基本方針及び、学校いじめ防止プログラムの見直し

3 いじめに関する評価項目について

（1）いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ① 学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている
- ② 相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている
- ③ 年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている

(2) 早期発見・事案対処の手立て

- ① 定期的または必要に応じたアンケートを実施している
- ② 個人面談や保護者面談を実施している
- ③ いじめ事案の対処が適切に行われている

(3) 教員の資質向上

いじめに関する校内研修を実施している